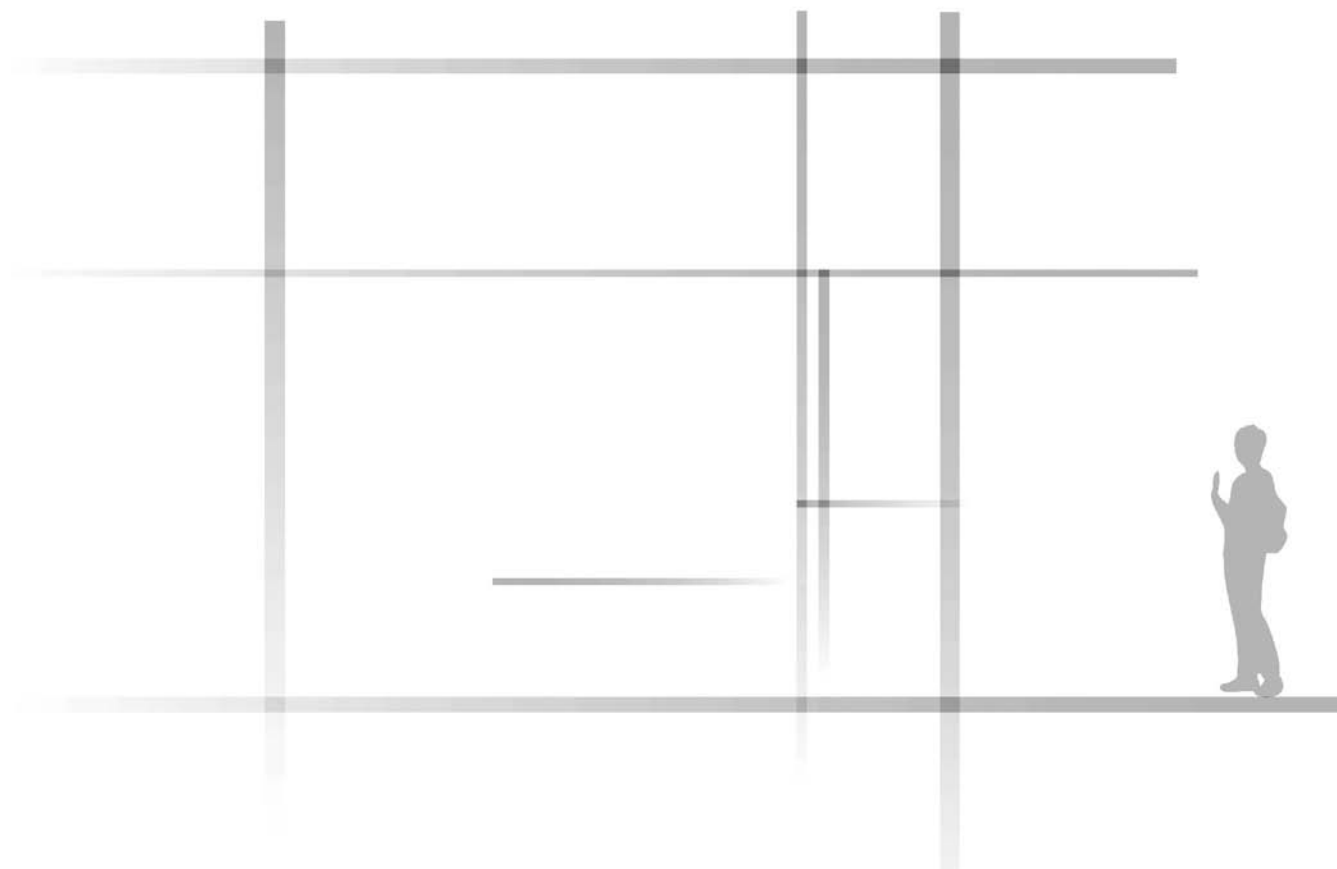
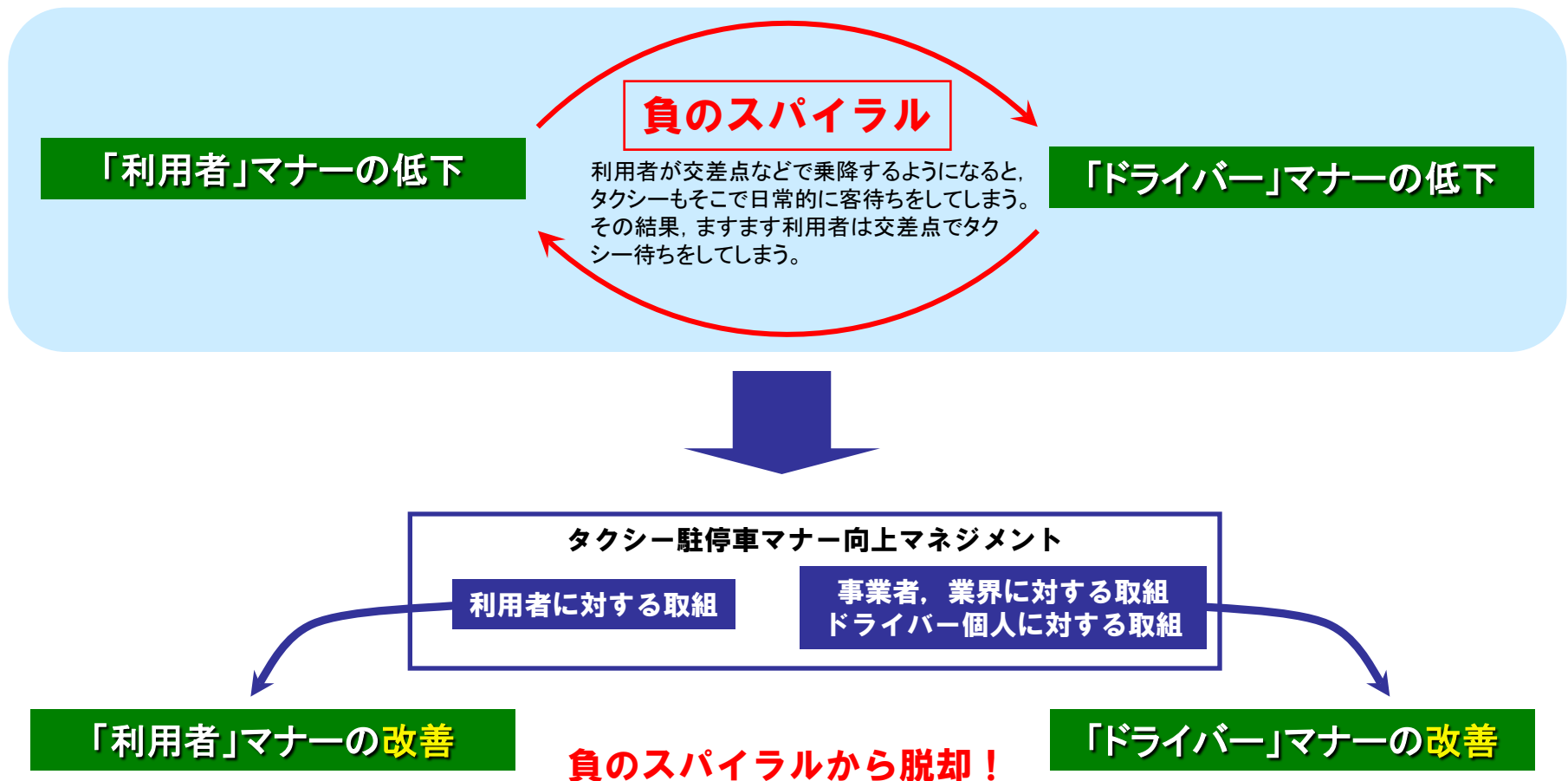


タクシー駐停車マナー向上に向けた モビリティ・マネジメントについて



タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

タクシー駐停車マナー向上に向けた取組により、負のスパイラルから脱却する。



駐停車マナー向上に向けた取組

■事業者、業界への取組

- ・例えば、街頭指導の強化
- ・例えば、運転手登録制度を活用したマナー向上の取組
- ・例えば、違法な客待ちが多い箇所において、看板やポスターなどを用いて、ルールやマナー向上を呼びかける 等

■ドライバー個人への取組

- ・タクシードライバーに対するモビリティ・マネジメント
- ・例えば、駐停車マナーを守ることを宣言するステッカーなどを車両に掲示してもらう 等

■タクシー利用者への取組

- ・例えば、タクシー利用者やまちなか来訪者に対して、ルールやマナー向上を呼びかけるチラシなどを配布する 等
- ・例えば、指定場所以外での客待ちが違法であること、交差点付近での乗降は違法であることを、看板やポスターを用いて呼びかける 等

モビリティ・マネジメントの実施概要

(1)実施の目的

- ・ 京都市では、持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している。
- ・ タクシーについては、だれもが気軽に利用できる公共交通機関である一方で、乗場・待機スペース以外の横断歩道直近や交差点内などの駐停車禁止場所での乗降や違法な客待ち状態による交通の障害が発生している。
- ・ タクシーは、公共交通機関として、利用者にとって安全・安心で快適なサービスが提供され、満足度の向上を図ることが重要になる。
- ・ このため、駐停車禁止場所での違法な客待ち状態などを排除することで、通行障害の解消を目指し、タクシードライバーの自発的な駐停車マナー向上を図るためにモビリティ・マネジメントを実施する。
- ・ 今回は、四条通のタクシーの違法な駐停車の問題解決に向け、タクシードライバーに対して、駐停車マナー向上のきっかけとなる情報提供やコミュニケーション等を行うこととともに、タクシー利用者に対して、看板やポスター、ビラなどを活用したタクシー利用マナーの啓発活動も実施する。

モビリティ・マネジメントの実施概要

(2)実施の方法

対象

- 京都市内を営業エリアとしているタクシードライバーを対象(約15,000人)

配布物

- アンケート調査票:自身の行動を振り返って考える内容のアンケート(資料4)
- 動機付け冊子:アンケートに答える際に参照する, 違法駐停車に関する情報を記載した冊子(資料5)
- 封筒:記入済み調査票を入れる回収用封筒

配布物一式

アンケート調査票
(A3を2つ折り)

動機付け冊子
(A4を2つ折り)



封筒
(アドヘア,長3封筒)

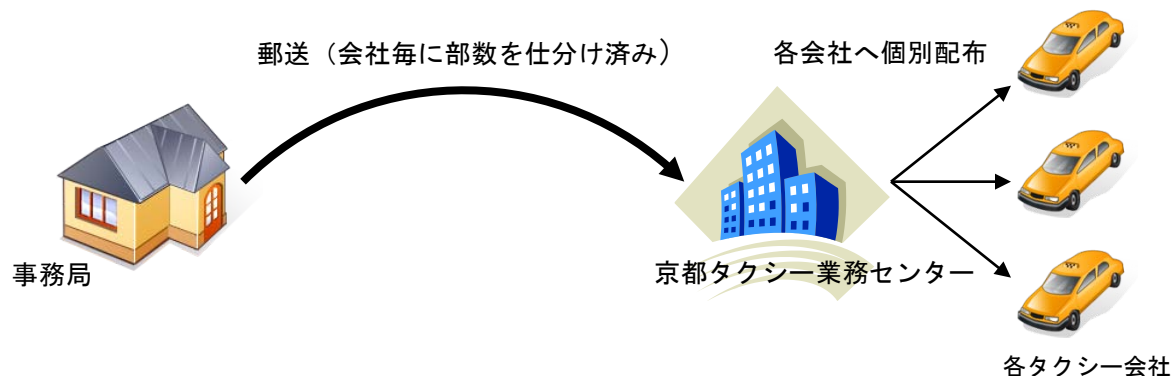
※アンケート調査票の折りの中に, 動機付けチラシと回収時に使用する封筒を入れる。

モビリティ・マネジメントの実施概要

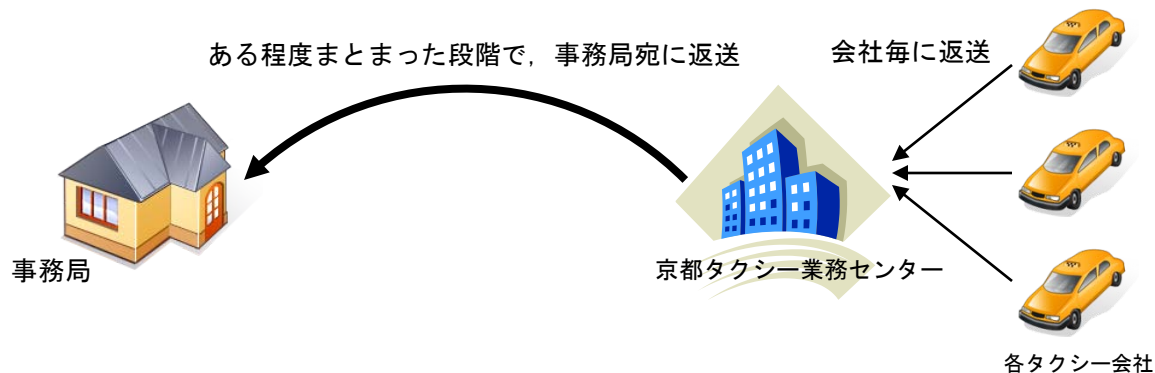
(2) 実施の方法

配布・回収方法

- 京都タクシー業務センターから各タクシー会社・タクシードライバーに配布



- 各タクシー会社は業務センターへ返送し、業務センターから事務局に返送



モビリティ・マネジメントの実施概要

(3)実施スケジュール

- 平成22年10月 アンケート調査票の配布
- 平成22年11月 モビリティ・マネジメントに合わせた啓発等の実施
例えば・・・
 - ・看板やポスター, ビラを活用したルールやマナー向上の呼びかけ
 - ・駐停車マナーを守ることを宣言するステッカー等の掲示 等アンケート調査票の回収
- 平成23年1月 アンケート結果をフィードバックするチラシを配布

モビリティ・マネジメントに合わせた取組案

取組案の例 “キャラクター・標語を用いた駐停車マナー向上の啓発”

キャラクター・標語のイメージ



看板、ポスター等に登場させる

広報の例	
事業者、業界、 ドライバー個人 に対して	- 例えば、違法な客待ちが多い箇所において、看板やポスターなどを用いて、ルールやマナー向上を呼びかける 等 - 例えば、駐停車マナーを守ることを宣言するステッカーなどを車両に掲示してもらう 等
タクシー利用者や まちなか来訪者 に対して	- 例えば、ルールやマナー向上を呼びかけるビラなどを配布する 等 - 例えば、指定場所以外での客待ちが違法であること、交差点付近での乗降は違法であることを、看板やポスターなどを用いて呼びかける 等